公益社団法人高分子学会

高分子学会旭化成賞規程

(2021 年 5 月 24 日 理事会承認 2023 年 1 月 1 日発効)

（総 則）
第 1 条　高分子学会旭化成賞（以下旭化成賞）の授賞については、この規程の定めるところによる。

（対 象）
第 2 条　本賞は、表彰対象年度の４月１日時点に年齢満４５歳以下の本会会員で、環境、エネルギー、バイオ、ライフサイエンス分野において高分子科学に基礎をおき、独創的かつ優れた研究業績を挙げた研究者に授与する。
2　前項における分野は、奇数年（西暦）を「環境、エネルギー」とし、偶数年（西暦）を「バイオ、ライフサイエンス」とする。

（ 賞 ）
第 3 条　本賞の授賞件数は、毎年原則１件以内とし、受賞者には賞状および副賞 100 万円を贈呈する。

（受賞候補者の推薦）
第 4 条　本賞の受賞候補者の推薦は本会会員が行うものとし、自薦・他薦は問わない。推薦にあたっては、本会指定の推薦書に所定事項を記入し、必要な参考資料を添えて、毎年５月末日までに、旭化成賞選考委員会（以下選考委員会）に提出する。ただし、推薦者の推薦件数は１件に限る。

（受賞候補者の選考）
第 5 条　本賞の受賞候補者選考のため、選考委員会をおく。選考委員会に関する内規は、別に定める。

（受賞者の決定）
第 6 条　受賞者の決定は、理事会の議決を経て行うものとする。

（受賞者の表彰）
第 7 条　受賞者の表彰は、毎年高分子討論会開催時に表彰式を行う。

（本賞の名称および表記方法）
第 8 条　本賞の英訳名は、SPSJ Asahi Kasei Award 西暦年とする。

補 則
１．この規程は、理事会の承認を得て施行する。
２．受賞者は 1 件につき複数名も可とするが、最大 3 名以内とする。

(2010 年 11 月 22 日 理事会承認)
(2011 年 11 月 11 日停止条件付理事会承認 2012 年 4 月 1 日発効)
(2018 年 3 月 14 日 理事会承認)